

○再被害防止要綱の制定について（通達）

平成21年12月25日

福岡県警察本部内訓第48号

本部長

この度、再被害防止要綱を下記のとおり制定し、平成22年1月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、この内訓の施行前に別に定めるところによって行った再被害防止対象者の指定その他の行為は、それぞれこの内訓の相当規定によって行った指定その他の行為とみなす。

記

第1 趣旨

この内訓は、罪種のいかんを問わず、犯罪の被害者等が加害者により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めるものとする。

第2 定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- 1 被害者等 被害者又はその親族をいう。
- 2 加害者 犯罪の被疑者として検挙した者をいう。
- 3 再被害防止対象者 犯罪の被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的かつ継続的な再被害防止措置を講ずる必要があるものとして、警察本部長が指定する者をいう。
- 4 本部捜査担当課長 事件の捜査を主管する警察本部の課の長をいう。
- 5 措置実施警察署 再被害防止措置を実施する警察署として警察本部長が指定した警察署をいう。
- 6 措置実施警察署長 措置実施警察署の長をいう。
- 7 関係警察署 再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署をいう。
- 8 関係警察署長 関係警察署の長をいう。

第3 再被害防止対象者の指定等

1 再被害防止対象者の指定手続

- (1) 指定の上申

警察署長又は本部捜査担当課長は、犯罪の検挙状況、被害者等からの相談、関係機関からの通報等により再被害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めるときは、再被害防止対象者指定等上申書（様式第1号）により警察本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。この場合において、警察署長は、本部捜査担当課長を經由して警察本部長に上申するものとする。

(2) 指定及び通知

警察本部長は、(1)の規定による指定の上申があった被害者等が再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するとともに、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務先等を勘案の上、一の警察署を措置実施警察署に指定するものとする。この場合において、警察本部長は、再被害防止対象者指定等通知書（様式第2号）により措置実施警察署長に通知するものとする。

2 再被害防止措置責任者の指定等

(1) 再被害防止措置責任者の指定

措置実施警察署長は、再被害防止対象者の指定の通知があったときは、原則として警察署において当該事件を主管する課の長を再被害防止措置責任者に指定するとともに、再被害防止措置対象者索引（様式第3号）を作成し、再被害防止対象者の指定状況等を明らかにするものとする。

(2) 組織的かつ継続的な再被害防止措置

措置実施警察署長は、再被害防止措置責任者に異動があったときは、新たに指定を行い、組織的かつ継続的な再被害防止措置に万全を期するものとする。

3 再被害防止対象者の指定状況等の把握

本部捜査担当課長、各部の庶務担当課長及び総務部警察安全相談課長（以下「本部相談課長」という。）は、再被害防止措置対象者索引を作成し、再被害防止対象者の指定状況等を把握するものとする。

4 指定期間等

再被害防止対象者の指定の期間（以下「指定期間」という。）は、指定した日から1年間とする。この場合において、加害者の未決勾留期間及び自由刑の執行期間は、算入しないものとする。

5 指定期間の延長等

(1) 指定期間の延長

措置実施警察署長は、指定期間の経過前に指定期間の延長を検討し、その必要があると

認めるときは、本部捜査担当課長を経由して、再被害防止対象者指定等上申書により期間を定めて警察本部長に指定期間の延長を上申するものとする。

(2) 指定の解除

措置実施警察署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなつたと認めるときは、本部捜査担当課長を経由して、再被害防止対象者指定等上申書により警察本部長に指定の解除を上申するものとする。

(3) 決定及び通知

警察本部長は、(1)又は(2)の規定による上申に基づき、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定の解除を決定したときは、再被害防止対象者指定等通知書により措置実施警察署長に通知するものとする。

第4 再被害防止措置の実施

1 実施体制

再被害防止措置は、次に掲げる者が相互に緊密な連絡を保ち、次のとおり実施するものとする。

(1) 本部捜査担当課長

本部捜査担当課長は、第6に定めるところにより、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報の集約及び分析を行い、再被害防止措置の実施について措置実施警察署長に指導又は助言をするとともに、関係警察署長との調整を図るものとする。

(2) 措置実施警察署長

ア 措置実施警察署長は、総合的な体制を確立し、関係警察署長と連携の上、2に定める措置事項の実施に当たるとともに、犯罪捜査規範施行細則（昭和33年福岡県警察本部訓令第11号。以下「細則」という。）第2条第1項の規定により保護連絡簿（細則様式第1号）を作成し、その経過を明らかにするものとする。

イ 措置実施警察署長は、関係警察署長に対し協力を依頼する必要があるときは、保護連絡簿の写しを送付して協力を依頼するとともに、関係警察署長に必要な情報を提供するものとする。この場合において、措置実施警察署長は、本部捜査担当課長による調整を求めることができる。

(3) 関係警察署長

関係警察署長は、措置実施警察署長からの協力の依頼に誠実に対応するとともに、再被害防止対象者又は加害者の動向等の情報を入手したときは、措置実施警察署長に速やかに

連絡するものとする。

(4) 再被害防止措置責任者

再被害防止措置責任者は、措置実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置について関係を有する所属の職員との連絡調整を行い、その円滑な実施に努めるものとする。

(5) 本部相談課長

ア 本部相談課長は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部捜査担当課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、本部捜査担当課長に対しこの内訓の運用及び被害者支援に関する事項について助言及び協力を行うものとする。

イ 本部相談課長は、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいい、受刑者を収容する少年院を含む。第6の3において同じ。）、地方更生保護委員会又は保護観察所から行われる加害のおそれ等を示す情報の通報を受理し、関係を有する所属の長に連絡するものとする。

2 措置事項

(1) 関連情報の収集

措置実施警察署長は、再被害防止対象者に対する再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するものとする。

(2) 再被害防止対象者に対する措置

措置実施警察署長は、再被害防止対象者への連絡体制を確立し、関係警察署長と連携の上、その要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を講ずるものとする。この場合において、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、再被害防止対象者に対し、関連情報を教示するものとする。

(3) 加害者に対する措置

措置実施警察署長及び関係警察署長は、加害者の動向把握のほか、必要に応じ、加害者に対し指導警告等の措置を行うものとする。この場合において、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

第5 都道府県警察間の連携等

1 他の都道府県警察への協力依頼

関係警察署が他の都道府県警察に属するときは、措置実施警察署長にあつては、本部捜査担当課長を経由して、当該他の都道府県警察本部の再被害防止措置を担当する課の長を通じ、

当該他の都道府県警察の警察署長に協力を依頼するものとする。この場合において、本部捜査担当課長は、当該他の都道府県警察本部の再被害防止措置を担当する課の長を通じて、当該他の都道府県警察の警察署長に必要な情報を提供するものとする。

2 他の都道府県警察からの協力依頼

本部捜査担当課長及び関係警察署長は、他の都道府県警察から再被害防止措置に関する協力の依頼を受けたときは、誠実に対応するものとする。

3 警察庁による調整

警察本部長は、他の都道府県警察に対し協力を依頼するため必要があるときは、九州管区警察局又は警察庁による調整を求めるものとする。

第6 刑事施設等との連携

1 加害者の釈放の有無等の照会

本部捜査担当課長は、再被害防止措置を実施する上で加害者の釈放の有無等を把握する必要があるときは、釈放事実等照会書（様式第4号）により福岡拘置所に照会するものとする。

2 加害者の釈放等に関する情報の通報要請等

(1) 加害者の釈放等に関する情報の通報要請

本部捜査担当課長は、加害者の釈放等に関する情報を把握する必要があるときは、釈放等通報要請書（様式第5号）及び再被害防止対象者指定理由書（様式第6号）を福岡拘置所に送付して、加害者の釈放等に関する情報の通報を要請するものとする。

(2) 通報要請の撤回

本部捜査担当課長は、(1)の規定による要請を撤回するときは、釈放等通報要請撤回書（様式第7号）を福岡拘置所に送付して、要請を撤回するものとする。

3 その他

1及び2に規定するもののほか、再被害防止措置の実施に当たっては、刑事施設、検察庁、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

第7 保護対策実施要綱との関係

再被害防止対象者が、暴力団等から危害を被るおそれのある者の保護対策実施要綱の制定について（平成8年福岡県警察本部内訓第18号。以下「保護対策実施要綱」という。）第2に規定する保護対象者に該当するときは、第4の規定（2の(2)の後段の規定を除く。）は適用せず、保護対策実施要綱に基づく保護対策を実施するものとする。

第8 委任

この内訓に定めるもののほか、再被害防止措置に関し必要な事項については、別に定める。

第9 準用

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなるすべての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、第3から第8まで及び第10の規定を準用するものとする。

第10 関係書類の保存

所属に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、別に定める。

